

農業改良資金融通法施行令

(昭和三十一年政令第百三十一号)

(融資機関)

第一条 農業改良資金融通法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

(政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結)

第二条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第九条第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第三条第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

附 則 （平成二二年四月二三日政令第一二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。